



キャッシュレス社会に向けた 準備をお願いします！

キャッシュレス決済は、消費者にとって現金決済より便利でお得感があることから、急速に利用が拡大しています。2019年10月には、国の「キャッシュレス・消費者還元事業」（ポイント還元制度）が開始し、キャッシュレス決済が一層増えることが予想されます。

国のポイント還元制度を経営力強化のチャンスと捉え、制度開始までにキャッシュレス決済への対応が完了できるように準備しましょう。

「キャッシュレス・消費者還元事業」（ポイント還元制度）

- 2019年10月から2020年6月までの9か月間、登録した店舗でキャッシュレス決済した消費者にポイントを還元します。
（中小・小規模事業者等の個別店舗：5%、フランチャイズチェーン等の加盟店：2%）
- 対象店舗へのキャッシュレス決済の導入を支援します。

本事業におけるみなさまへのメリットは、次の4つです。

端末導入費用の負担なし！※

※ 端末本体と設置費用などが無料。

決済手数料は実質2.17%以下！※

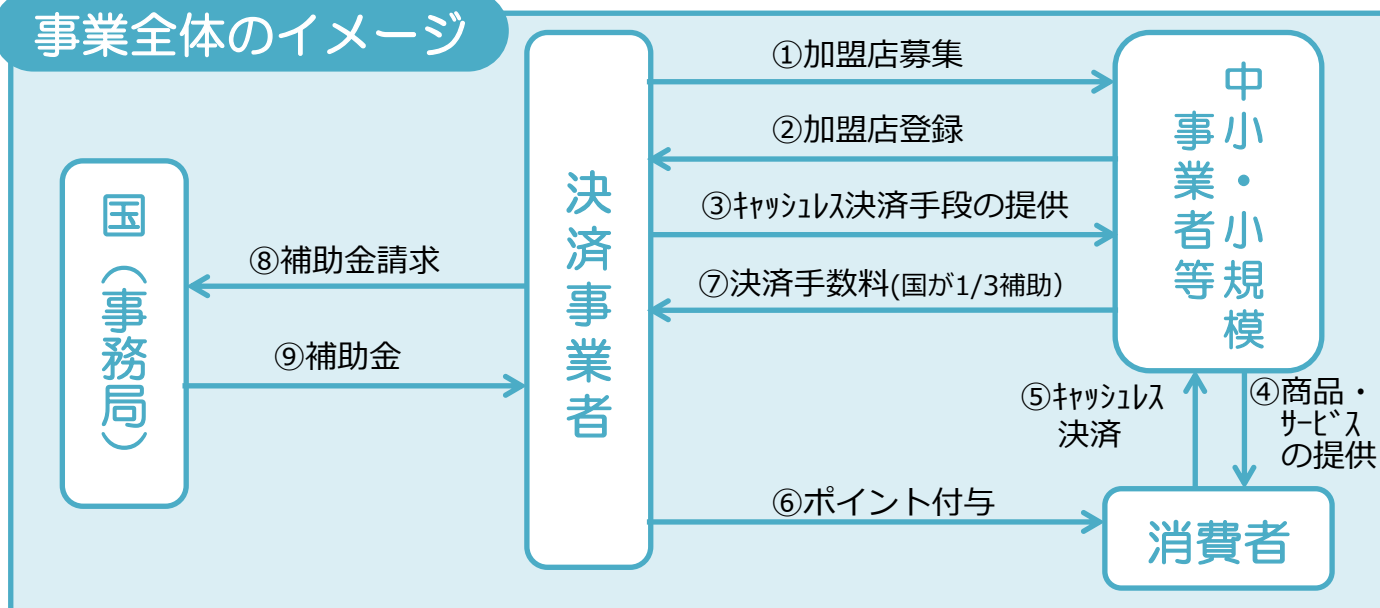
※ 手数料は3.25%以下で期間中は1/3を国が補助。

消費者還元で集客力アップ！

現金取扱業務の軽減で効率化！

本事業の参加には、決済事業者※への**加盟店登録**が必要です。

事業全体のイメージ



※決済事業者とは、クレジットカード、電子マネー、QRコード等の決済サービスを提供する事業者です。

本事業の対象となるキャッシュレス決済の方法は、クレジットカード、電子マネー、QRコードなど電子的に繰り返し利用できるものです。

クレジットカード



例)
VISA、Mastercard、JCB、
AmericanExpress など

電子マネー



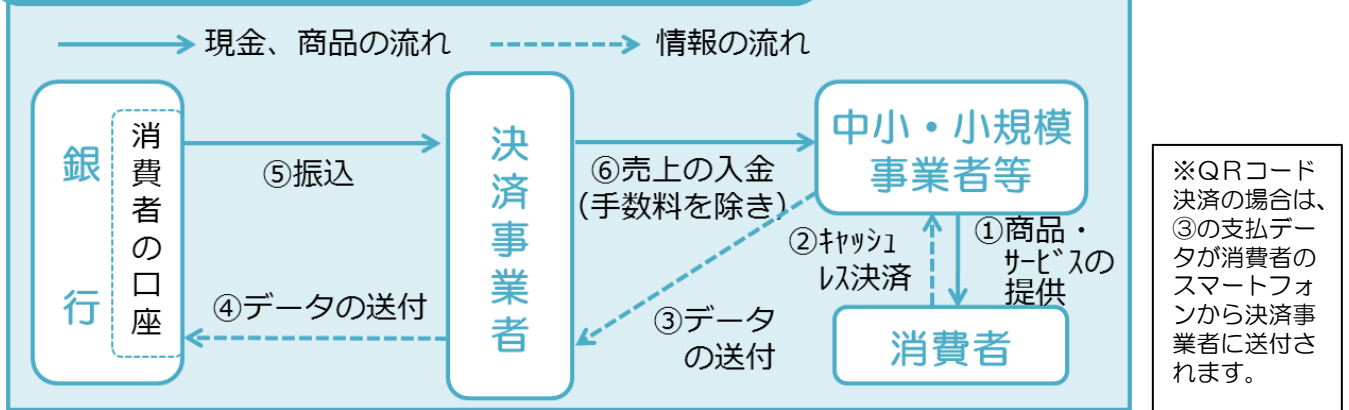
例)
Suica、PASMO、nanaco、
WAON など

QRコード



例)
Origami、PayPay、LINEPay、
楽天Pay、JOINPEI、
りそなウォレットなど

キャッシュレス決済の一般的なお金の流れ



本事業は、一部の事業者・取引を除き、全ての事業者・取引が対象です。

【補助の対象外となる事業者】

- 国、地方公共団体、公共法人
- 金融商品取引業者、金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者
- 風営法上の風俗営業（※一部例外（注）を除く）等
- 保険医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業、更生保護事業を行う事業者
- 学校、専修学校等
- 暴対法上の暴力団等に関する事業者
- 宗教法人
- 保税売店
- 法人格のない任意団体
- その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断する者

(注) ①旅館業法上の許可を受け旅館業を営む事業者、②食品衛生法上の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合の指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者

【補助の対象外となる取引】

- 有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、プリペイドカード等）
- 自動車（新車・中古車）の販売
- 新築住宅の販売
- 当せん金付証券（宝くじ）等の公営ギャンブル
- 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- 給与、賃金、寄付金等
- その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するもの

※過去3年の課税所得の平均額が1.5億円を超える中小・小規模事業者は補助対象外です。

決済事業者がプラン（決済手数料率、端末機種、入金サイクル等）を提示し、加盟店を募集します。自社にとって望ましいプランを選択してお申込ください。

決済事業者及びプランは以下のホームページ等からご確認ください。

- ポイント還元制度専用ホームページ <http://cashless.go.jp>
- ポイント還元問合せ窓口（ナビダイヤル） 0570-000655

キャッシュレス決済の導入のポイント

ポイント① 誰を対象にキャッシュレス決済を導入するか？

○ お客様の利用が見込まれるキャッシュレス決済の方法を考えてみましょう。

(例 キャッシュレス決済利用者の主な傾向)

- ・訪日外国人：(欧米) クレジットカード、(中国) QRコード決済
- ・日本人：(高齢者) 電子マネー、(若者) QRコード決済 など

マルチ決済



主なメリット

- ・1台でクレジットカード、電子マネー、QRコード等に対応でき、幅広い層の消費者の利用が可能。

主なデメリット

- ・クレジットカードや電子マネーなど、決済手数料が比較的高額。
- ・端末の設置等に手間がかかる。

QRコード決済



主なメリット

- ・プレートを置くだけなど、設置の手間がかからない。
- ・一定期間、無料のキャンペーンがあるなど、決済手数料が比較的安価。

主なデメリット

- ・スマートフォンを持っている消費者しか利用できない。

※ マルチ決済端末のほか、クレジットカードや電子マネー専用の端末もあります。

ポイント② 決済手数料等は過度な負担とならないか？

- 国のポイント還元制度の期間中は、決済手数料が3.25%以下となるうえ、国の補助(1/3)により、対象店舗の負担は2.17%以下に抑えられます。
- その他の注意事項として、以下の2点を決済事業者にご確認ください。
 - ① 振込(入金)手数料の有無
 - ② ポイント還元制度終了後の手数料

ポイント③ 店舗への入金サイクルは支障がないか？

- キャッシュレス決済の売上が店舗に入金されるまで、一定の期間が必要です。
- 店舗運営に支障が出ないように、入金サイクルを決済事業者にご確認ください。(例) 最短で翌日、最長で月末締め翌月払い など

ポイント④ その他

- その他、端末の操作方法等のサポートや、顧客分析など売上向上につながるサービス機能等が充実しているかについても確認しましょう。
- また、さらに店舗の生産性を向上させるPOSレジやクラウド会計ソフトの導入もキャッシュレス決済と併せてご検討ください。

キャッシュレス決済とPOSレジの組合せ例

<キャッシュレス決済端末>



<汎用的な端末>

タブレット・スマートフォン、パソコン



<クラウド型レジアプリ>
インターネット利用環境があれば、使える



ポイント⑤ 導入した後は・・・

- お客様に利用可能なキャッシュレス決済の種類とポイント還元制度の対象店舗であることがわかるように、店舗の入口等にステッカー等を貼りましょう。



商工会・商工会議所

キャッシュレス決済の導入を検討をしている方は、まずはお近くの商工会・商工会議所へご相談ください。ITの専門家を派遣いたします。

キャッシュレス決済の導入を機に、ICTの利活用による業務効率化や売上拡大に取り組む方は、ぜひ以下の支援をご利用ください。

ICT活用アドバイザー

実務経験豊富な専門家がICTの利活用をアドバイスします。
(お問い合わせ) 埼玉県産業振興公社 企業支援グループ 048-647-4085

埼玉県よろず支援拠点

優れた能力、知見、実績等を有する専門コーディネーターが担当します。
(お問い合わせ) 埼玉県よろず支援拠点 0120-973-248

発行元：埼玉県キャッシュレス推進協議会事務局（埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課）

電話：048-830-3754 FAX：048-830-4812 メール：a3750-09@pref.saitama.lg.jp